

## 岡崎市スポーツ少年団の交付基準

第1条 この基準は、岡崎市スポーツ少年団（以下「少年団」という。）が交付する賞状、賞品について必要な事項を定める。

第2条 少年団登録の単位団が主催または主管する大会に交付する。但し、他の単位団との交流に限る。

2 前項のほか本部長が必要と認めた場合は、交付することができる。

第3条 別紙「様式1号」に示す岡崎市スポーツ少年団長賞交付申請書に大会要項を添えて申請すること。

第4条 申請者は団の代表者であること。

第5条 申請は大会開催日2週間前までに申請のこと。

第6条 交付は1団に対し、年間2回とし、1大会に賞品は1点とする。

平成3年4月1日施行

平成27年11月16日改定

様式－1

令和 年 月 日

(あて先) 岡崎市スポーツ少年団本部長

(申請者) 団 名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

(連絡先 Tel \_\_\_\_\_ )

賞状・たての下附について (申請)

みだしのことについて、別紙要項のとおり開催しますので、下記のとおり下附してくださいようお願いします。

記

1 事業名

2 期 日 令和 年 月 日

3 会 場

4 内 容 別紙

5 下附申請 賞状 \_\_\_\_\_ 枚 ・ たて \_\_\_\_\_ 点

岡崎市スポーツ少年団

\*たてを希望する場合プレートに刻む内容を印して下さい。

# 岡崎市スポーツ少年団補助金に関する内規

昭和54年7月23日制定

平成22年3月26日一部改定

平成24年3月30日一部改定

令和3年7月1日一部改訂

## 1 目的

岡崎市スポーツ少年団の健全な育成活動を図り、一層の発展に寄与するため予算範囲内において助成するものとする。

## 2 補助金の種類

### (1) 2団以上の交歓会

少年団事業への参加及び、市内・市外を問わずスポーツ少年団との交歓事業を実施した団に対して年3回（内1回は、全団を対象とした少年団事業の参加とする。）までを限度とし、1回5,000円を交付する。

但し、スポーツを主体とした交歓会であること。

### (2) 少年団を代表し、交歓会に出場する場合。

（その都度、役員にて決定する。）

### (3) 国及び県等の少年団が主催または主管する行事で、指導者及びリーダーに関するものについては、対象経費の2分の1以下を補助する。

年 月 日

(あて先) 岡崎市スポーツ少年団本部長

(申請者) 団名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ (印)

(連絡先 Tel. \_\_\_\_\_ )

### 令和5年度岡崎市スポーツ少年団補助金の交付について (申請)

このことについて、下記のとおり実施しますので、補助金を交付して下さいますようお願いいたします。

#### 記

- 1 事業名
- 2 期 日
- 3 会 場
- 4 内 容            別紙要項のとおり
- 5 補助額           5, 0 0 0 円

年 月 日

(あて先) 岡崎市スポーツ少年団本部長

(申請者) 団名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ ⑩

(連絡先 Tel \_\_\_\_\_ )

### 令和5年度岡崎市スポーツ少年団補助金の交付について (報告)

このことについて、下記のとおり実施しましたので、報告します。

#### 記

1 事業名

2 期 日

3 会 場

4 参加数 人

5 成 果

---

---

---

---

---

\*プログラム等を添付して下さい。